

令和 7 年度 道市連携海外展開推進事業
(環境・D X 等ビジネス共創支援事業 (海外販路拡大支援)) 委託業務
企画提案指示書

1 目的

道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」(以下、「委託者」という)において、環境・D X 分野等に関する展示商談会への出展を行い、道内企業が持つ環境・D X 等の技術の P R 及び商談を実施し、道内企業の競争力向上を図る。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約締結の日から令和 8 年 (2026 年) 2 月 27 日 (金) まで

4 委託業務の内容

(1) 展示商談会への出展

台湾や A S E A N をはじめとする出展企業とのネットワークを広く構築し、商談対象を拡大するため、台湾で開催される展示商談会へ出展し「北海道・札幌ブース」を設置の上、道内企業が有する技術の P R や商談支援を実施すること。

なお、出展に際し、台湾のみならず A S E A N への波及効果も考えた提案とすること。

ア 対象分野

環境・D X

イ 対象地域

台湾、A S E A N

ウ 実施内容

委託者と協議の上、次の項目を実施すること

(ア) 道内参加企業は 4 ～ 5 社程度とする。募集に当たっては D X や環境分野における技術やノウハウ、工業製品、ソリューション等を有し、台湾や A S E A N など海外企業への販売やサービス提供を企図する道内企業や海外企業の先進的な技術等を取り込んでビジネス拡大を志向する道内企業を広く募り、参加企業の掘り起こしを行うこと。

また、参加企業の選定に当たっては、参加希望のあった企業に選考調書を提出させ、予め定めた基準を満たした企業を選定すること。具体的な選考基準については委託者と協議し、決定すること。

(イ) 展示商談会に出展する際の「北海道・札幌ブース」は、道内企業の技術に係る資料等を展示できるよう装飾を行うこと。

(ウ) 事前に委託者と協議し、道内参加企業及び商品のリストなどを取りまとめたカタログ (電子媒体可) を作成するなど、展示手法や P R 方法は道内技術等を適切かつ効果的に対象地域の企業に伝えることができる内容とすること。

また、カタログ等は、現地のマーケットニーズを調査した上で内容や構成を検討すること。

(エ) 現地企業等の情報の入手及び道内参加企業への提供、サンプル品の輸送等を行うこと。

(オ) 展示商談会のすべての期間にわたって、管理・運営を行う責任者 1 名以上及び参加企業数や状況に応じて適切な人数の通訳員を配置すること。

(カ) 台日産業連携推進オフィス (T J P O) に対して、事前に道内参加企業の情報を提供し、台湾企業複数社の紹介を受け、現地でのマッチングを実施すること。

また、台日産業連携推進オフィス (T J P O) 等の関係機関に対して事前にヒアリング調査を実施し、出展企業の募集時に現地のニーズを道内企業へ提供するとともに、現地のニーズに基づく効果的な商談となるようサポートすること。

(キ) 輸出先の多角化を図るため台湾や A S E A N 企業との商談マッチングを行うこと。

エ 留意事項

出展する展示商談会は上記ア～ウの項目をすべて実施可能な内容であること、出展ブース運営を現地企業等に依頼する場合は、事前に委託者と協議すること。

オ 展示商談会

委託者が想定する展示商談会は次のとおり

Taiwan Innotech Expo：令和7年（2025年）10月16日～18日

カ フォローアップの実施

展示商談会出展後、出展企業を対象に、現地面談相手等へコンタクトを行い、商談成約を目指して積極的な支援を行うこと。フォローアップの実施期間は展示商談会出展後から令和8年（2026年）2月27日（金）までとする。

なお、想定する支援メニューは次のとおりであるが、これらの支援メニュー以外に成約に資する支援メニューがあれば提案内容に含めるとともに、個別企業情報の取扱には十分に注意する旨の提案とすること。

○支援メニュー例

- ・継続商談時の通訳
- ・商談に使用する資料翻訳
- ・輸出手続に係る支援
- ・サンプル送付手続支援
- ・商談成約に至るまでの参加企業ごとの課題及び対策についてのアドバイス ほか

(2) 現地関係団体等訪問ツアーの実施

展示商談会出展の際に、台北市内及び近郊において出展企業を対象とした関係団体や企業訪問、視察等を行うツアーを実施すること。

実施に当たっては、事前に参加する道内企業が希望する視察先を聴取の上、環境・DX分野等に関連する訪問先を設定すること。

なお、訪問先の決定については、参加者のニーズも踏まえた上で、道と協議の上、決定すること。

(3) アンケートの実施

展示商談会出展及びツアー実施後、道内参加企業に対して、今後の事業構築・展開に資することを目的としてアンケートを実施すること。

なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

(4) 事業報告書の作成

上記の実施結果について、次の成果品を委託者に提出すること。

ア 実績報告書（別記第14号方式）

イ 事業報告書及び概要版事業報告書

ウ 事業報告書においては、商談や展示商談会の実施結果を取りまとめるとともに、商談については、具体的な検証・分析を行い、道内参加企業が得られた具体的成果及び道内参加企業が取るべき今後の改善策について記載すること。

エ 概要版はA4版10ページ程度（サマリー1枚＋その他概要10枚程度）とし、適宜図表等を用いて、視覚的なわかりやすさを意識したものとする。

また、対外的にプレゼンテーションが可能な資料として整理すること。

(5) 成果品の提出

以下の成果品を委託契約期間内に提出すること。

4（2）で示した事業報告書及び概要版（紙媒体（A4版）：5部、電子媒体：1式）

なお、各業務の進め方については、適宜、委託者と協議の上、決定するものとする。

5 プロポーザル参加の資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- (3) 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 市区町村税
 - ウ 店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - エ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。

また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

6 審 査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

- ア 業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験と環境・D X分野等における関係事業者等とのネットワークを十分に有し、業務を円滑に進めるために必要かつ十分な執行体制であるか。
- イ 事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。
- ウ 業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。

(2) 企画提案の適合性

- ア 出展する展示商談会は、道内企業の技術のPRを行うに当たり効果的かつ具体的なものであるか。
- イ 出展する道内企業の募集は、海外展開に意欲のある道内企業を掘り起こし、本事業への幅広い道内企業の参加を促すための効果的な手法が取られているか。
- ウ 展示手法やPR方法は、道内企業の技術等を適切かつ効果的に対象地域の企業に伝えることができる内容となっているか。
- エ 商談マッチングにおいて、対象地域の企業募集は、受託者や公的機関、貿易支援機関等のネットワークを活用するものとなっているか。
- オ 商談マッチングにおいて、対象地域の企業募集は、道内参加企業のニーズを適切に把握し、道内企業の海外展開を支援するものとなっているか。
- カ 展示商談会出展後のフォローアップは、成約及び継続取引に向けた効果的な内容となっているか。
- キ 現地関係団体等訪問ツアーは、道内参加企業と現地関係企業等との経済交流の促進につながる内容となっているか。

7 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

8 予算上限額（消費税を含む）

4, 8 6 8 千円

9 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式 1）

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）

- ・道税（道が賦課徴収するものに限る。）
- ・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）
- ・本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ・消費税及び地方消費税

(エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）

(オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）

(カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第 20 号様式））

- ・健康保険法第 48 条の規定による届出
- ・厚生年金保険法第 27 条の規定による届出
- ・雇用保険法第 7 条の規定による届出

(キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）

(ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前 2 期分）

イ 提出部数

1 部

ウ 提出期限

令和 7 年（2025 年）6 月 4 日（水）17 時 00 分（必着）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局
（北海道総合政策部国際局国際課）
電 話 011-204-5339
担 当 山本、島田

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式 2）

(イ) 業務実施に要する経費見積価格（税込み価格）及びその内訳書（自由様式）

イ 提出部数

7 部（2 部は提案者名を記載したもの。残り 5 部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

ウ 提出期限

令和 7 年（2025 年）6 月 4 日（水）17 時 00 分（必着）

エ 提出場所

9 (1) エに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）。

10 その他

(1) 企画提案に要する経費は、各参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加

の意思がないものとみなす。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を収集するための窓口

9 (1) エに同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えるときには、「6 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。

(9) 審査結果及び特定者名

公表する。